

1. 共同研究制度の趣旨

本学と民間等との共同研究制度は、本学において、民間等外部の機関から研究経費等を受け入れて、本学の教員と民間等の研究者とが「対等の立場」で共通の課題について共同して研究を行うことにより、優れた研究成果が生まれることを促進する制度です。

今日、大学における学術研究に対して社会の各方面から多様な期待と要請があり、産官学の研究協力の積極的な推進が求められております。本学と民間等との共同研究については、単に民間等から本学への要請を待って対応する姿勢ではなく、各教員の研究テーマに関する情報を提供したり、民間等からの相談に応じる体制整備を図ることは勿論、必要に応じ本学側から民間等と共同で行いたいテーマを提案し働きかけることなども期待されます。

「民間等」とは・・・

株式会社等の民間企業、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、民法第34条により設立された法人等をいいます。

2. 共同研究制度の概要

2-1. 共同研究制度及び「型」

共同研究は、本学と民間等が対等な立場で、共通の課題について研究を実施するものです。得られた成果、特許等は双方の貢献度に応じて、民間等と本学との間で持分を決めて共有となるのが現時点の原則です。

○共同研究に参加できる研究者

本学では、教授、准教授、講師、助教の教員で、非常勤講師や技術職員等は研究協力者として参加できます。民間等では、現に研究業務に従事している者です。

○共同型と分担型

「共同型」

共同研究の実施場所が本学のみの場合で、民間等から本学へ研究員、即ち共同研究員を派遣します。

共同型は、民間等と本学の研究者が密接に協力しあって研究を進めることができ、さらに民間等の研究員の技術向上の効果もありますので、民間等が新分野で共同研究を進める場合に有効です。

民間等は、研究員派遣に伴う研究料と研究に必要な研究経費をご負担いただきます。

「分担型」

共同研究の実施場所が本学と民間等の研究室の場合です。従って、本学へ研究員を派遣しなくて結構です。しかし、民間等の研究室で分担して研究に従事する研究員や研究設備は必要です。

分担型は、本学と民間等の研究室が遠隔である場合や、民間等において研究員を派遣させる人的余裕のない場合にみられます。

民間等は、本学の研究に必要な研究経費をご負担いただきます。

2-2. 共同研究の経費

○共同研究必要経費の分類

1. 研究料

共同型では、本学で共同研究を実施するために、民間等から共同研究員を本学に派遣する必要があります。共同研究員1人につき年ごとに432,000円の研究料を民間等が本学に納入しますが、その内360,000円が共同研究員を受け入れることにより必要となる経費として執行されます。残り72,000円は間接経費となります。

2. 研究経費

共同研究に必要な経費のうち、研究料を除いたもので、直接経費（謝金、旅費、研究費（備品費、消耗品費、賃金等）及び一般管理費からなります。

○直接経費の使用時細目区分の撤廃

共同研究の申請時には、共同研究費を謝金、旅費、研究費（備品費、消耗品費、賃金等）の細目に区分して計画を立てて申請書類を提出しますが、研究の実施にあたっては、その進捗状況に応じて細目の区分にとらわれず自由に使用することができます。

○複数年度共同研究契約

共同研究を単年度毎でなく複数年度に亘って実施する例が非常に多いのですが、この実状に合わせて複数年度契約ができます。教員が提出する共同研究申請書に経費の全体計画を各年度毎に記入しますが、研究経費の納入は開始年度に一括か、各年度毎かを選択することができます。

また、単年度契約、複数年度契約に限らず、研究の進捗状況から、当該年度使用予定の直接経費の一部を翌年度に繰り越して使用する必要が生じた場合においても、契約変更することにより、翌年度に繰越し使用することができます。

2-3. 共同研究開始までの手続き

① 研究内容と大学教員の決定

共同研究を開始するにあたって民間等は、研究内容と担当教員を事前に決めておく必要があります。民間等のニーズにできるだけ近い分野の教員を探すには、次の方法があります。

1) 静岡大学の教員データベース<<https://tdb.shizuoka.ac.jp/RDB/public/>>をご覧ください
だきますと、教員の研究課題、産学官連携等実績の情報が分かります。

2) イノベーション社会連携推進機構の問い合わせ・相談

コーディネータ 鈴木正人 電話 053-478-1705 FAX 053-478-1711

E-mail : suzuki-ma@cjr.shizuoka.ac.jp

共同研究担当教員の候補者が見つかりましたら、当機構を介して、または教員本人に直接連絡をとり、共同研究テーマ、研究経費、研究計画（期間）等を相談してください。必要に応じて、相互に秘密保持契約をあらかじめ結び、相談することも可能です。

当機構のこれまでの経験では、民間等のニーズのうち基盤技術として将来的に必要性が高いものをテーマに選択しますと、教員側も興味を持ち、巧く進行する傾向にあるようです。民間等と本学の関係が長続きするのは、双方に得るところがある場合です。

② 共同研究の申込み

民間等は共同研究申込書、本学教員側は共同研究申請書を相談の上で書き上げ、産学連携支援課（浜松キャンパス内）に提出します。様式及び書き方を後に掲載します。

申込書、申請書用紙は、ホームページ http://www.oisc.shizuoka.ac.jp/san_kyoudou3.html からダウンロードするか、産学連携支援課で入手してください。

③ 学内での審査

共同研究が申し込まれますと、当機構において共同研究の内容等について審査され承認を受けます。

④ 共同研究契約の締結

本学の産学連携支援課は、民間等担当者と相談の上、共同研究契約書を作成し、民間等と本学学長で締結します。契約書の見本を後に掲載します。

なお、契約条項は、関係法令や制度の範囲内で見直しをし、追加・修正等を行う予定であることを申し添えます。

⑤ 共同研究経費（研究経費、研究料）の納入

共同研究申込書の「4. 静岡大学における共同研究に要する経費の申込者負担額」に記載される研究経費（直接経費及び一般管理費）と研究料の合計額を民間等から本学へ納入する手続きをとります。なお、複数年度契約の場合には、この経費を共同研究開始時に一括して納入することもできますし、実施年度に分けて分割納入することもできます。共同研究の担当教員等とご相談ください。

⑥ 共同研究の開始

以上の手続きが終了しますと、共同研究開始の運びとなります。共同型の場合には、共同研究員を本学に派遣してください。共同研究の実施場所は、担当教員の研究室、あるいはその他本学施設で行われます。なお、分担型では、民間等の研究施設においても並行して研究が行われます。

共同研究申込みから契約、研究開始までの期間は、1ヶ月程度です。開始には、共同研究経費の民間等からの納入が前提となりますことをご了解願います。

2-4. 共同研究における研究成果の取扱い

共同研究の実施に伴い生じた発明は、本学長へ届け出の後、特許権等の帰属については、本学の発明審査委員会において、本学持分に係る大学帰属について審議されます。本学の担当教員と民間等の研究員の発明に対する貢献度に応じた持分で、本学と民間等との共同出願、共有特許となることが現時点での原則です。共有する特許権等は、民間等及び双方が指定する者に限り、一定期間優先的に実施することができます。この期間とは、出願時から3年を越えない範囲ですが、必要に応じて更新することができます。

3. 共同研究申込書（民間等）・共同研究申請書（教員）の様式及び記入要領

民間等が提出する共同研究申込書とその記入要領、及び本学の担当教員が提出する共同研究申請書とその記入要領を次ページより示します。

【提出先及び問い合わせ先】

国立大学法人静岡大学 学術情報部 産学連携支援課

住所：〒432-8561 浜松市中区城北3丁目5-1

TEL：053-478-1002 FAX：053-478-1719

E-mail:kenkyu3@adb.shizuoka.ac.jp

※申込書記載内容を確認しますので事前に電子メールでご提出ください。